

「with コロナプロジェクトキャンペーン」プロモーション動画・番組制作業務委託仕様書

この仕様書は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「with コロナプロジェクトキャンペーン」プロモーション動画・番組制作業務（以下「プロモーション制作業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「with コロナプロジェクトキャンペーン」プロモーション動画・番組制作業務

2 業務目的

コロナ禍の影響により、蜜を避けての行動制限、自粛等を伴う新しい生活スタイルが長期化する中、屋外へのドライブやレジャーなど従来の『旅の楽しみ方』から『休日の過ごし方・楽しみ方』を「新しい生活ライフスタイル」として求められている。そこで、「休日の過ごし方＝旅の楽しみ方」と設定し、当地域の魅力を交通手法を交えながらプロモートすることにより、今治市への観光誘客の拡充を図ることを目的とする。

3 業務内容

製作に関する業務内容は、以下のとおりであるが、素材撮影地など映像製作における重要事項は、甲と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画・撮影・制作等

ア 瀬戸内しまなみ海道をはじめとする当地域において、自動車・自動二輪を活用し、それぞれ3分程度のプロモーション動画（以下「3分版」）を各2本制作すること。

イ 瀬戸内しまなみ海道をはじめとする当地域において、自動車・自動二輪を活用し、それぞれ1分程度のプロモーション動画（以下「1分版」）を各2本制作すること。

ウ 瀬戸内しまなみ海道をはじめとする当地域において、自動車・自動二輪を活用し、総合版として3分版及び1分版を制作すること。

エ ドローンなど、映像製作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような映像（編集・グラフィック・音楽）に仕上げること。

オ 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、乙において行うこと。

カ 映像製作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場所や適当な映像が撮影できなかった場合等には、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は、乙において行うこと。

キ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用など、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は、手続き等を乙において行うこと。

ク 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては乙において行うこと。

ケ それぞれの動画について、乙における動画確認を2回以上行うこと。

(2) 成果物

ア 再生用

DVD 10枚 (PAL形式、NTSC形式 各5枚)

イ ウェブアップロード用

フルハイビジョン形式の映像データ及びモバイル等での使用を想定した軽量化した映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたDVD 1枚

ウ 非圧縮の映像マスターデータ一式 (HDD等)

(3) 納品

ア 納期 令和4年3月31日

イ 納品場所 公益社団法人今治地方観光協会

愛媛県今治市片原町一丁目100番地3みなと交流センター3F

4 仕様

(1) 3分版、1分版、総合3分版、総合1分版 共通

ア 規格：フルカラー

イ 画面比：16対9

ウ DVD (PAL形式、NTSC形式)、ブルーレイ、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージで再生可能なファイル形式とする。

(2) 各3分版 (自動車・自動二輪) 計4本

瀬戸内しまなみ海道をはじめとする当地域において、自動車・自動二輪を活用し、走行シーン、絶景ポイント、アクティブコンテンツを交えて、素敵な休日の過ごし方を表現すること。

(3) 各1分版 (自動車・自動二輪) 計4本

瀬戸内しまなみ海道をはじめとする当地域において、自動車・自動二輪を活用し、走行シーン、絶景ポイント、アクティブコンテンツを交えて、素敵な休日の過ごし方を表現すること。

(4) 総合3分版 (自動車・自動二輪) 計1本

(2)の総合版にて、3分版を製作すること。

(5) 総合1分版 (自動車・自動二輪) 計1本

(3)の総合版にて、3分版を製作すること。

5 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理 (各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等) を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、

課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得たうえで、これを実施すること。

6 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

ウ 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開・配布・放送等）することができることとする。

エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

オ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。

カ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品次点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全ての受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。